

行政文書開示請求書

年 月 日

様

郵便番号
住所又は居所
氏 名
電話番号
〔法人等にあつては、名称、事務所等の所在地及び代表者の氏名〕

池田市情報公開条例第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足る事項	
開示の実施の方法	1 閲 覧 2 写しの交付(写しの送付 希望する・希望しない) 3 その他()
請 求 者 の 区 分	1 市の区域内に住所を有する者 2 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 3 市の区域内に存する事務所または事業所に勤務する者 (名称、住所) 4 市の区域内に存する学校に在学する者 (学校名) 5 市税の納税義務者(税目) 6 その他の者
(利用者の責務)第4条 この条例の定めるところにより行政文書の開示を受けた者は、それによって得た情報を、この条例の目的に即し適正に使用しなければならない。(池田市情報公開条例抜粋)	